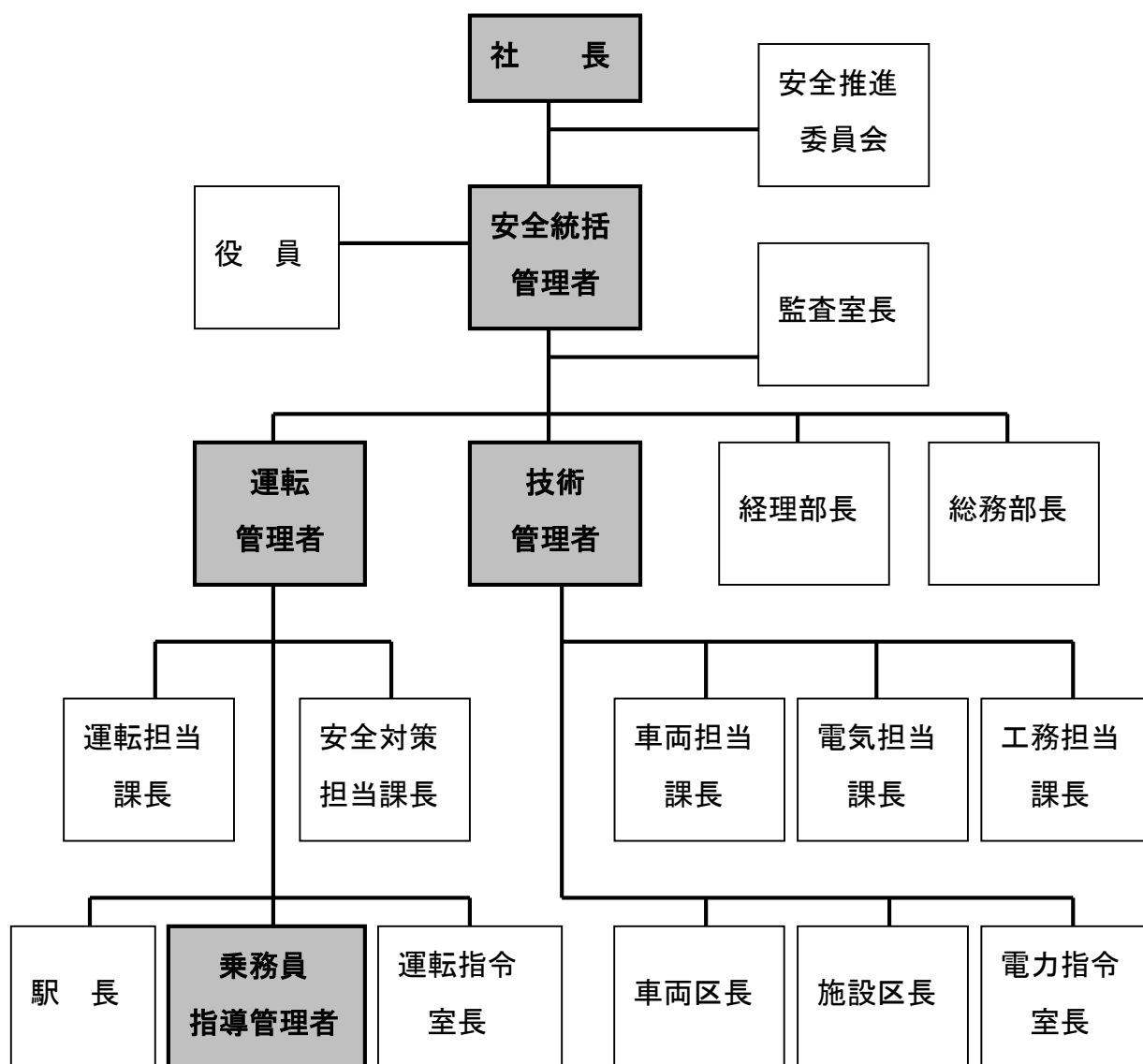


5. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

2006年10月1日に「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築して運用しています。この組織の中で、「安全統括管理者」「運転管理者」「技術管理者」「乗務員指導管理者」が、それぞれの責務を明確にしたうえで、安全確保のための役割を担っています。

【安全管理体制図】



社長、安全統括管理者ならびに各管理者の役割は以下のとおりです。

社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運 転 管 理 者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (乗務区長)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 管 理 者 (技術・企画部担当部長)	安全統括管理者の指揮の下、施設及び車両に関する事項を統括する。

(2) 安全管理の方法

◆ 安全に関する会議

月1回、社長を委員長とする「安全推進委員会」を開催し、この会議で事故等の報告・分析・集計をもとに再発防止策などの意見交換を行い、安全対策の審議決定を行っています。また、安全に関する安全5ヵ年計画などの策定も、同委員会において審議決定し、全社員に共有化を図り会社施策に反映しています。

◆ 事故発生時の緊急体制

鉄道事故や自然災害が発生した場合に備え、緊急時の連絡対応体制を整備しています。状況により対策本部を設置して対応にあたります。

◆ 列車事故防止安全総点検職場巡視

夏季輸送安全総点検、年末年始輸送安全総点検実施時の年2回、社長をはじめとする会社幹部による職場巡視を実施し、社員との意見交換を通じて安全管理の状況を確認しています。



〔列車事故防止安全総点検職場巡視〕

(3) 安全管理の確認

当社は安全管理体制についてPDCAサイクルがしっかり回っているか、内部監査などを通して定期的に確認し、その結果を安全推進委員会に報告し、随時見直し改善を行っています。

